下水道使用者　様

上越市生活排水対策課

下水道使用料のお知らせ

日頃から当市の下水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

このたび下水道の使用が開始されることになりました。これにより、今後下水道使用料を納めていただくことになりますのでお知らせします。

●下水道の使用水量（汚水量）は原則として上水道の使用水量に基づいて算出いたします。

- 一番最初の請求額ですが、毎月の上水道の検針どおりでないため、検針のお知らせに記載されている金額と納付書に記載されている金額と異なる場合がございますのでご了承ください。
- 下水道開始日から５日を超える使用があったときは、日割り計算をせずに１か月分として計算し、下水道使用料を納めていただきます（水道料金についても同様です）。
- 下水道使用料については、ガス・水道料金と併せてお支払いいただくことになります。納付書払いの方はガス水道料金と併せて通知され、口座引き落としの方は、ガス・水道料金を引き落としている口座から引き落としされます。

●最初の請求以降、毎月の上水道の検針をもとに使用料を算出いたします。

●下水道使用料は、裏面の「単価表」により以下のように算出しております。汚水量ごとの使用料は裏面の「使用料早見表」をご覧ください（水道使用料と計算方法が異なりますのでご注意ください）。

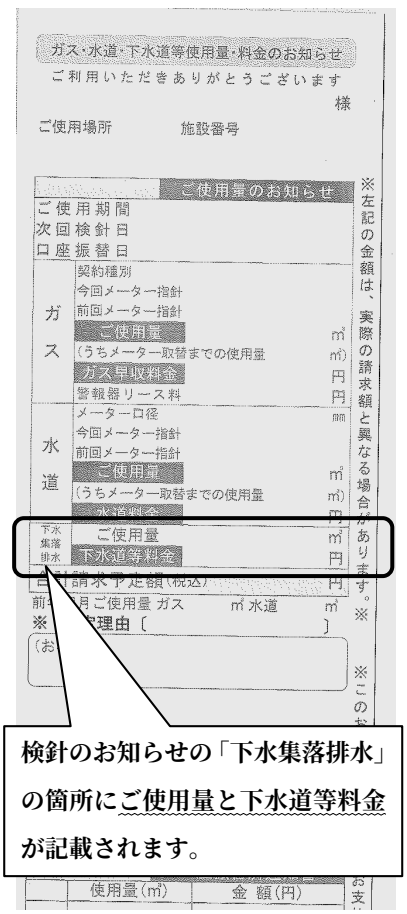

検針のお知らせの「下水集落排水」の箇所にご使用量と下水道等料金が記載されます。

【計算例】（1 か月の汚水量が 21 ㎥（立方メートル）の場合）【平成 27 年 10 月 1 日～】

5 ㎥まで	基本使用料		1,427.76 円	…①
6 ㎥から 10 ㎥まで	1 ㎥当り	72.36 円× 5 ㎥	361.80 円	…②
11 ㎥から 20 ㎥まで	1 ㎥当り	180.36 円×10 ㎥	1,803.60 円	…③
21 ㎥まで	1 ㎥当り	210.60 円× 1 ㎥	210.60 円	…④
	計）	①＋②＋③＋④	3,803 円（うち消費税等 281 円）	

＜お問い合わせ先＞
上越市生活排水対策課管理係　TEL：526-5111（内線 905）